

法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課 (06-4393-6372)
措置実施課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課及び各消防署 (06-4393-6372)
事務の名称	消防関係法令*違反に対する違反是正措置 *消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号。以下「条例」という。）及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石炭法」という。）
事務の概要	<p>国民の生命、身体及び財産を保護することが消防の任務であることから、対象物への立入検査等において消防関係法令違反（火災発生又は人命危険を防止するための措置を必要とする状態若しくは行為を含む。）を発見したときは、是正指導に係る通知書を交付することで自主的な是正を促し、以後、関係者又は違反行為者に具体的な是正の意志が認められない場合等にあつては大阪市消防局火災予防違反処理規程（昭和49年消防長達第13号。以下「規程」という。）及び火災予防違反処理要綱（昭和49年消防長訓（機査）第26号以下「要綱」という。）に基づき違反処理を行っている。</p> <p>ただし、違反の事実が明白で、かつ、火災予防上又は人命安全上猶予できないと認める場合、消火、避難その他の消防の活動に支障になる場合等は、上記の措置順序によらず、必要な措置を命ずる場合もある。</p>
措置の実施基準等	<p>1. 法令等違反に対する直接的な是正措置について</p> <p>1. (1) の措置を講じる基準</p> <p>火災の予防に危険である場合、災害の発生の防止に必要な場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障がある場合等*で、次に掲げる規程に基づき緊急性があると認めるとき。 *例：ガソリン等の引火の可能性のある物品が放置されている、避難階段等に避難上支障となる物品が存置されている、又は火災発生時に消防隊の進入、消火、救助活動等の支障となる物品が存置されている場合等</p> <p>規程第14条 （緊急時の命令） 第14条 署長は、次の各号の一に該当する場合は、第12条第2項の規定にかかわらず、当該関係者等に必要な事項を口頭により命令することができる。 (1) 火災予防上猶予できないと認めた場合又は火災が発生したならば人命危険が著しいと認めた場合で、緊急に必要な措置をとらなければならないとき (2) 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急に製造所等の使用の一時停止若しくは使用制限をする必要があると認めるとき</p> <p>1. (1) の措置の内容</p> <p>違反対象物の関係者又は違反行為者に対して、緊急時の命令（口頭命令及び命令書の交付）を行う。なお、緊急時の命令には次のものがある。</p> <p>◎屋外における火災予防措置命令（法第3条第1項）及び防火対象物における危険排除のための措置命令（法第5条の3第1項） （例：ガソリン等の危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物品等の除去その他の処理を命ずるもの） ◎防火対象物に対する火災予防措置命令（法第5条第1項） （例：火災予防上危険である防火対象物の改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置を命ずるもの） ◎防火対象物に対する使用禁止命令（法第5条の2第1項） （例：火災予防上危険である防火対象物への立入を禁止、停止又は制限する等の措置を命ずるもの） ◎危険物施設に対する緊急使用停止措置命令（法第12条の3第1項） （例：ガソリンスタンドや化学工場等の危険物施設の使用を停止又は制限する等の措置を命ずるもの）</p> <p>1. (2) の措置を講じる基準</p> <p>火災の予防に危険である場合、災害の発生の防止に必要な場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障がある場合等*で、次に掲げる規程に基づき必要があると認めるとき。 *例：ガソリン等の引火の可能性のある物品が放置されている、防火管理者が選任されていない、スプリンクラー等の消防用設備が設置されていない、避難階段等に避難上支障となる物品が存置されている、又は火災発生時に消防隊の進入、消火、救助活動等の支障となる物品が存置されている場合等</p> <p>規程第11条及び第12条 （警告） 第11条 警告は、次の各号の一に該当する場合に、命令又は告発に係る前段的措置として行う。 (1) 違反の是正について通知したにもかかわらず、関係者又は違反行為者（以下「関係者等」という。）に具体的な是正の意志が認められないとき (2) 前号以外で違反の是正について警告を必要とするとき 2-3 省略</p> <p>（命令） 第12条 命令は、次の各号の一に該当する場合に行う。 (1) 警告事項が履行期限を経過してもなお履行されないとき (2) 違反内容が命令を必要とするとき 2-4 省略</p>

別紙

	<p>1. (2) の措置の内容</p> <p>違反対象物の関係者又は違反行為者に対して、履行期限を定めた警告又は命令（警告書又は命令書の交付）を行う。なお、当該警告及び命令については、要綱第8条に基づき履行期限を定めている。</p> <p>(履行期限の留意事項)</p> <p>第8条 警告書又は命令書の履行期限の決定に際しては、次の事項に留意し、警告又は命令事項に適した妥当な履行期限を定めること</p> <p>(1) 緊急に措置を要する事案であつても物理的に履行不可能なものとならないようにすること</p> <p>(2) 構造、設備の改修又は消防用設備等の設置に係るものにあつては、当該措置の内容、設備の種類、工事規模等を検討したうえ決定すること</p> <p>(3) 許認可又は届出等の手続き違反で当該書類の提出に係るものにあつては、当該許可申請書等の書類作成を代理人等に依頼する例が多いので、作成に要する日数を見込んだ期限とすること</p> <p>2 警告から命令に移行する場合は、警告における履行期限の経過日数を考慮することにより命令の履行期限を短縮しないこと</p> <p>3 省 略</p>
	<p>2. 法令等違反に対する間接的な是正措置について</p> <p>2. (1) の措置を講じる基準及び内容</p> <p>◎過料事件の通知</p> <p>次に掲げる法令の規定による届出を怠った場合に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第8条の2の3第5項の規定による防火対象物の管理について権原を有する者の変更の届出 ・第17条の2の3第4項の規定による特殊消防用設備等の軽微な変更の届出 <p>◎告発</p> <p>罰則規定のある消防関係法違反のうち、1の直接的な是正措置（命令）を講じてもなお従わないとき、又は、違反が火災の拡大若しくは火災による死傷者の発生の原因となった場合等に行う。</p> <p>○罰則規定のある消防関係法</p> <ul style="list-style-type: none"> 法第38条から第46条まで 条例第64条及び第65条まで 石炭法第49条から第52条まで <p>◎公示</p> <p>次に掲げる消防法違反に対する命令を行った場合に、違反対象物又は当該対象物のある場所に命令した旨を記した標識を設置するとともに、市公報への掲載を行う。</p> <p>○消防法</p> <p>法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項及び第4項（第36条において準用する場合を含む）、第8条の2第5項及び第6項（第36条において準用する場合を含む）、第8条の2の5第3項、第11条の5第1項及び第2項、第12条第2項、第12条の2第1項及び第2項、第12条の3第1項、第13条の24第1項、第14条の2第3項、第16条の3第3項及び第4項、第16条の6第1項並びに第17条の4第1項及び第2項</p>
<p>根拠法令等及び条項</p>	<p>消防法、大阪市火災予防条例、石油コンビナート等災害防止法、大阪市消防局火災予防違反処理規程、火災予防違反処理要綱</p>
<p>備考</p>	